

会 議 記 録

会議名称	27年度 杉並区生活安全協議会（第7期）
日 時	平成27年12月17日（木）午前10時01分～午前11時56分
場 所	分庁舎4階 会議室
出席者	委員 樋村、鈴木、大井、岩下、溝口、袖山、河野、阿部、丸山、市川、 奥野、川名、高山、市村、谷野、安生、渡邊、石川 区側 環境部長、危機管理室長、環境課長、地域安全担当課長、 ごみ減量対策課長、交通対策課長、杉並清掃事務所長、 地域安全担当係長、生活環境担当係長、資源対策係長
配布資料	資料1 区の防犯対策について 資料2 路上喫煙対策について 資料3 資源持ち去り対策の実績について 資料4 ごみ屋敷等の対応について（対応前後の写真を含む） 資料5 杉並区内火災状況（平成27年11月末現在）等 ・杉並区生活安全及び環境美化に関する条例施行規則 ・杉並区生活安全協議会委員名簿（第7期） ・杉並区民を振込め詐欺から守る 杉並区振込め詐欺防止機器 ペアレントガードナー無料モニター募集 ・振り込め詐欺撃退のための自動通話録音機を無料で貸し出します！ ・路上禁煙地区マップ ・STOP！住宅火災 ・荻窪消防ニュース⑤及び荻窪・高井戸けいさつニュース特別号⑤
会議次第	1 開会 (1) 委員委嘱 (2) 委員自己紹介 (3) 正・副会長の選出 (4) 環境部長、危機管理室長あいさつ 2 報告事項及び配布資料 (1) 区からの報告 ① 区の防犯対策について ② 路上喫煙対策について ③ 資源持ち去り対策について ④ ごみ屋敷等の対応について (2) 区内3警察署の年末・年始の防犯対策について (3) 消防署における年末・年始の火災等防止対策について

	3 閉会
--	------

○環境課長 では、皆様、おはようございます。定刻になりましたので、杉並区生活安全協議会を開会いたします。私は環境部環境課長の斎木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は第7期の新たな委員の皆様による生活安全協議会となります。本来ならば区長から委嘱状をお渡しするところでございますが、区長は所用がございますために、委嘱状は席上に置かせていただきました。ご確認いただきたいと思います。

それでは、今回、きょう初めてでございますので、順にお名前をお呼びいたしますので、各委員の皆様より自己紹介をしていただきたいと思います。それでは、時計回りでお呼びいたしますので、まず、まだちょっと一番手前の谷野様がおいでになられていませんので、市村様、お願いいたします。

○市村委員 はい。すみません。番号の14番です。杉並区防犯団体連絡会幹事ということで、いろいろと、一番最初から樋村先生とずっとご一緒させていただいております。いっぱいいろいろなことがありましたけれども、また続けてお役を受けさせていただきました。よろしく願いをいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

では、時計回りで、お隣の高山様、よろしくお願ひします。

○高山委員 すみません。ありがとうございます。どうも、おはようございます。高山と申します。私は消防団30年、そして体育指導員14年ですか、とやりまして、区のボランティアはかなりしていたんですが、こういうようなあれは初めてのことでございます。余りよくわかりませんが、ひとつよろしくお願ひいたします。

○環境課長 じゃあ、川名様。

○川名委員 杉商連から出ております川名といいます。また、ことしもよろしくお願ひいたします。以上です。

○奥野委員 町会連合会から選出されました、上荻窪地区の仲よし町会の奥野倶養です。保護司時代には大変いろいろとお世話になりまして、ありがとうございます。今回もまたよろしくお願ひいたします。

○環境課長 谷野様、すみません、自己紹介を。恐れ入ります。

○谷野委員 申しわけございません。遅くなって申しわけございません。初めてなものですから、間違えました。

私はたばこ組合の役員をやっております。区役所様とはいろいろと、掃除のほうで、各

駅、毎月やっておりますので、お世話になっております。環境の方にはありがとうございます。じゃあ、ひとつ、初めてですけど、よろしく願いいたします。谷野貴昭と申します。

○環境課長 では、恐れ入ります。丸山光男様、よろしく願いいたします。

○丸山委員 はい。おはようございます。高井戸防犯協会の会長を務めさせていただいております丸山です。先ほど7期目とおっしゃいました、多分、6期ずっとやっていると思います。よろしく願いいたします。

○環境課長 阿部様、よろしく願いいたします。

○阿部委員 おはようございます。杉並防犯協会の会長でございます。よろしく。町会は30年会長をさせていただきまして、今ここにいるあれと一緒にさせていただいたもので。よろしく願いいたします。どうも。

○樋村委員 大妻女子大学の樋村でございます。私も、丸山さん、市川さんと同じように最初から、もう13年目ぐらいですか、になっております。今期もよろしく願いいたします。

○鈴木委員 鈴木富雄でございます。よろしく願いいたします。杉並環境カウンセラー協議会という活動をやっております。よろしく願いいたします。

○安生委員 公募で選ばれました、安生と申します。初めての経験でちょっと戸惑っているような感じでございますけども、8年間の町会長の経験を少しでも生かせればよろしいかなと思っております。よろしく願いいたします。

○渡邊委員 区民公募でなりました、渡邊えり子です。本当に初めてのことなので、何もわかりませんが、どうぞよろしく願いいたします。

○石川委員 区民公募委員の石川貴善と申します。よろしく願いいたします。ふだんは企業様の事業計画の策定とかプロジェクトのマネジメントのほうをフリーで行っている者です。区のほうとは、環境清掃審議会で3期6年お世話になりまして、こっちは、ちょっと書類を見ていたんですが、資源持ち去りとかたばことか、そういったテーマを審議会のほうでも扱っておりました。今回も改めましてよろしく願いいたします。

○大井委員 杉並警察署の大井です。今回で3回目になります。よろしく願いいたします。

○岩下委員 高井戸警察署の岩下でございます。よろしく願いいたします。

○溝口委員 荻窪警察署の溝口です。よろしく願いいたします。

○袖山委員 杉並消防署の地域防災担当課長、袖山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○河野委員 荻窪消防署の警防課長の河野と申します。10月1日付でこちらのほうへ参りました。よろしくお願いいたします。

○環境課長 どうもありがとうございました。

続きまして、事務局がこちらのほうに控えてございます。事務局のほうから自己紹介をさせていただきますので、お願いいたします。

では、部長級からご挨拶させていただきます。

○環境部長 環境部長の森です。どうぞよろしくお願いいたします。

○危機管理室長 危機管理室長の北風と申します。よろしくお願いいたします。

○環境課長 改めまして、環境部のほうでは、環境課長の齋木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ごみ減量対策課長 おはようございます。ごみ減量対策課長をしています高山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○杉並清掃事務所長 おはようございます。杉並清掃事務所長の天海と申します。よろしくお願いいたします。

○地域安全担当課長 おはようございます。地域安全担当課長の江口と申します。よろしくお願いいたします。

○交通対策課長 おはようございます。都市整備部交通対策課長の山川と申します。よろしくお願いいたします。

○環境課長 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、会長、副会長の選任をさせていただきたいと思っております。会長、副会長につきましては、杉並区生活安全及び環境美化に関する条例及びその施行規則によりまして、委員の互選により選出をするという規定になってございます。きょう、机上にお配りをいたしました、今申し上げました生活安全及び環境美化に関する条例の施行規則というのをお配りさせていただいてございます。こちらのほうの中に、会長それから副会長を選ぶということになってございます。第7条でございますが、副会長につきましては互選によるということで決めてございます。ということでございますので、その規定などもごらんいただきながら手続を進めさせていただきたいと思っております。

まず、そういうことでございますので、決まってございますので、自薦あるいは他薦と

いうことで問いませんけれども、ご推薦をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

丸山委員、よろしく申し上げます。

○丸山委員 丸山と申します。一応、推薦したいと思います。会長に樋村先生、副会長に鈴木委員を推挙いたします。いかがでしょうか。

（拍手）

○環境課長 ただいま、樋村委員を会長に、それから鈴木委員を副会長にというご意見がございました。拍手もいただきましたので、そういうことでお引き受けいただけますでしょうか。

（拍手）

○環境課長 それでは、よろしく願いをいたします。

それでは、会長、副会長の札はございますでしょうか。

それでは、樋村会長それから鈴木副会長から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

では、会長、お願いいたします。

○樋村会長 改めまして、よろしく願いいたします。

杉並区さんとは——実は私、杉並区に住んでいないんですね。江東区に住んでいるんですけども、杉並区の皆さんとは、そうですね、もう10年以上前、平成15年より前かな、とある区役所の方とお知り合いになりまして、その辺がきっかけで、杉並区の生活安全及び環境美化に関する条例、それができたとともにこの生活安全協議会が発足しまして、そのころからかわらせていただいております。もう13年くらいですね。その間、犯罪も、皆さんの努力でかなり減少してきて、そのころは杉並はかなり空き巣が非常に多いという、東京都の中でかなり多いということでしたけれども、それに対して、本当にこう、区民の皆さん、あるいは区役所、警察、消防の皆さんの努力で、かなり減ってきたということだと思います。これを今後も継続して、よりよい、安全で住みやすい杉並区のために、私も、区民ではありませんけれども、自分が住んでいると思って努力していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

じゃあ、鈴木副会長、お願いいたします。

○鈴木副会長 鈴木富雄でございます。よろしく願いいたします。

私は杉並区の住人として、杉並区の環境活動には何かと大変かかわっておりまして、い

ろいろお世話になっております。仲間も一生懸命、環境のためにということで一生懸命活動しておりまして、私は頭が下がるばかりなのですが、生活安全のために極力努力をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

それでは、改めまして、開会しているところでございますけども、それぞれ部長からご挨拶をさせていただきたいと思っております。環境部長からご挨拶させていただきます。

○環境部長 改めまして、環境部長の森でございます。ただいま本協議会の会長には樋村様、副会長には鈴木様が選任されたということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日から第7期となります杉並区生活安全協議会が発足したわけでございます。本協議会は、お手元にもお配りしてございますが、杉並区生活安全及び環境美化に関する条例に基づくものでございます。区民の方々の地域の安全や環境に関する関心、場合によっては不安と言ってもよろしいかなと思っておりますけれども、そういったものは引き続き、少なくなってきたとはいえ、引き続き高いものがあるというふうにご覧いただいているところでございます。こうしたことから、区といたしましては、皆様、学識経験者の皆様、また本協議会を通じてご参加いただいている関係機関の方々との連携を深めて、また、今回公募また区民の代表としてご参加いただいている方々の忌憚のないご意見を伺いながら、施策に反映して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○危機管理室長 改めまして、おはようございます。私はことし7月に危機管理室長に着任をいたしました、北風と申します。はや、もう半年たちまして、おかげさまで、大きな事件、事故は、特に起こっておりません。このまま正月を迎えられればいいなというふうに思っています。

先ほど樋村会長様のほうからお話がございましたとおり、杉並区の犯罪件数は、本当に、この十数年で半減をいたしました。空き巣も桁が違うほど減ってきています。もちろん警察、消防、それから区も安全パトロール隊を組織しましたが、何といたっても地域の目というものが、やはり精力的な活動で、いろんな活動をしていただいたおかげが一番効果が上がっているのではないかと感じています。そういう意味では、この協議会の皆様方のご意見を今後もいただいて、地域とともに我々も頑張っていきたいというふうに思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境課長 はい。どうもありがとうございました。

それでは、一言申し上げます。本日の出席委員の皆様は18名ご出席をいただきました。そういうことでございますので、定足数は達してございます。満たしてございますので、本日の協議会は成立してございます。

それでは、会長選任をさせていただきましたので、議事進行のほうは樋村会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○丸山委員 会長、おくれてきた人、自己紹介。

○樋村会長 あ、そうですね。すみません。

では、始まる前に、ちょっとおくれてきた市川委員さん、ちょっと一言ご挨拶をお願いします。

○市川委員 おくれまして、大変申しわけございませんでした。荻窪警察署のほうから推薦されまして、今度、新任ということで、懇談会、初めて参加させていただきます。まだ何もわかりませんので、皆様、私自身、一生懸命勉強しまして、いい方向に進めば、私のためにもなるだろうと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○樋村会長 はい。ありがとうございました。

それでは、議事次第に戻りまして、始めさせていただきますと思います。それでは、まず最初に区からの報告をお願いします。初めに、議事の2の(1)、①区の防犯対策についてということで、報告をよろしくお願ひいたします。

○地域安全担当課長 はい。それでは、地域安産担当課長の江口と申します。失礼して、座ってご説明をさせていただきます。私から杉並区の防犯対策についてご説明をいたしますけれども、その前に皆様に資料をお配りさせていただいております。その1ページ目をごらんいただきまして、まず犯罪情勢、犯罪の推移ですね。グラフにしておりますので、ごらんいただきたいと思います。グラフにありますとおり、平成14年のときは犯罪が1万1,000件を超えておりました。このときが、過去、杉並区では最高の件数となっております。この年というのは、杉並区に限らず東京都、全国でも戦後最悪と言われておまして、犯罪が最も多かった時期でございます。そして、区では平成15年に、記載しておりますが、安全パトロール隊を創設いたしました。それから、後にお話をしますけれども、防犯自主団体の方への補助金制度をこの年からスタートしてございます。

それから、グラフに犯罪の件数とともに記載しております防犯自主団体の団体数、それから防犯カメラの設置件数を記載してございます。ごらんいただいて一目瞭然、おわかり

になるとおりに、防犯自主団体の方々の団体数とそれから防犯カメラの設置数、これがふえていくのに反比例しまして、犯罪は右肩下がりに減少しているというのが現在の現状でございます。もちろん犯罪の減少の要因というのはこれだけではなくて、さまざまな要因が複合的に絡み合っただけで効果を上げているというふうには思いますけれども、しかしその中でも、やはり地域の方々による自主的なパトロールや防犯活動、そして防犯カメラの設置は、最も効果が高い取り組みと認識してございます。区では今後もこの2点に力を入れまして取り組んでまいりたいと思っております。

それでは、区が今年度取り組んでまいりました、主な防犯対策についてご紹介をさせていただきます。1点目は防犯カメラの設置についてでございます。区では従来から設置してまいりました街角防犯カメラ、これを昨年度までに246台設置してございますが、本年度も新たに12台を新設する予定でございます。また、初期の段階で設置をいたしまして老朽化した防犯カメラ、これを112台、ことし8月に新たなものに差し替え、リニューアルをいたしました。また、昨年度から設置を始めました通学路の防犯カメラ、これにつきましては、本年度は12の小学校の通学路に合計60台を設置する予定でございます。

防犯カメラの必要性につきましては、皆さんもご承知おきのとおり、犯罪の抑止や犯人の検挙に多大なる効果を上げていることに加えまして、昨今の国際テロ情勢に鑑みますと、その必要性はますます高まっていると認識してございます。来年には伊勢志摩サミットがございまして、2019年にはラグビーワールドカップ、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが東京で開催されます。区では今後もこうしたことを踏まえ、プライバシーとの調和を図りつつ、必要な場所に必要な数の防犯カメラを今後も設置してまいりたいというふうに考えてございます。

2点目は防犯自主団体への支援についてでございます。先ほど申し上げましたとおり、犯罪が起きにくい町にしていくためには、地域の方々による自主的なパトロールや防犯活動が最も効果的でございます。区ではこうした活動を支援するために、団体設立時と3年ごとの団体継続時に助成金を交付する制度を行っております。また、こうした方々に地域の犯罪情勢を把握していただき、団体ごとの情報交換をしていただくという趣旨で、研修会や「地域安全のつどい」というものを開催しております。今後はこうした団体の活動をさらに活発に行われるよう促進していくとともに、若い方々にもこういった団体に参加していただけるように、特に子供の見守り活動などを行っているPTAの方々、こうした方々が子供さんが卒業した後も継続して防犯活動に参加していただけるよう、働きかけを

行ってまいりたいと考えてございます。

3点目は振り込め詐欺についてでございます。振り込め詐欺は現在最大の治安課題となっております。区といたしましても最も力を入れて取り組んでいる対策の一つでございます。区ではこれまでも区内3警察と連携いたしまして、振り込め詐欺の根絶集会や各種キャンペーンを行って、高齢者を中心に注意喚起を図ってまいりました。しかし、注意喚起だけでは限界があるのも事実でございます。こうしたことから、区では今年度、2種類の被害防止のための機器を区民の方々に貸し出しを行って、被害防止を図ってございます。

一つ目はペアレントガードナーという機器でございます。皆様にこの青いチラシをお配りしております。これのちょっと裏面をごらんいただきたいと存じます。

この機器は、区内の企業であります岩崎通信機のご協力をいただいて、区内に居住する60歳以上の方に無償で1年間貸し出しを行っております。この機械はどういった機械かと申しますと、振り込め詐欺の犯人から電話がかかってくる際、会話の中で、例えば携帯電話をなくしたとか、かばんを電車の網棚に置き忘れたといったような、振り込め詐欺によく使われるだましの言葉、これを検知した場合に、あらかじめ登録した家族にメールでお知らせするというシステムになっております。そして、メールを受信した家族が、確認のためにその高齢者の方にもう一回電話していただいて、被害を防止しようというものでございます。

続きまして、もう1種類、皆様に今度は緑色の資料もお配りをしてございます。この機器は自動通話録音機という機械でございます。これは以前から警視庁のほうで導入いたしまして貸し出しを行っている物と同様のものがございます。このたび東京都から300台の贈与を受けましたので、こちらについては65歳以上の区民の方に、無償で貸し出しを行ってございます。この機器は、「電話で呼び出した後、この電話は振り込め詐欺防止のため通話内容が自動で録音されます」といったアナウンスが流れまして、その後に通話内容を録音するものでございます。

これまで、今ご紹介したような機器、これを設置したお宅で振り込め詐欺の被害に遭ったという方は確認されておられません。一定の被害防止の効果があるというふうに私どもも思っております。この二つの機器はまだ在庫がございますので、委員の皆様方もお知り合いの方がいらっしゃいましたら、ぜひご紹介をしていただきたいというふうに存じます。

次に、4点目はその他の取り組みについてご紹介いたします。先ほど会長のほうからもお話がありました空き巣の被害でございますが、空き巣についてはここ10年で約10分の

1にまで減少してきてございます。とはいっても、まだまだ百数件の被害が発生しております。こうしたこともありまして、区では空き巣対策といたしまして、従来から安全パトロール隊による防犯診断というのを行ってございまして、家の構造や施設、防犯設備の状況など、防犯上の間断点を診断して、アドバイスを行っております。これに加えまして、今年度からキャンペーン等で補助錠を配布したりとか、区民の方々を集めた空き巣の防犯対策講習会なども開催いたしました。講習会では、本協議会の会長であります樋村先生に講義をお願いしたほか、鍵の専門家である阿佐谷ロックの村主社長から、戸締まりや最新の鍵について説明をしていただいた後、高井戸警察の鑑識係の方に指紋採取の実演を行っていただきました。また、このほかに地域の防犯力向上と環境美化活動の一環として、警察や地域の方々と連携いたしまして、落書き消去活動や、隣接する自治体と合同で区境合同パトロールなども実施してございます。

最後に、区内の事業者と連携した防犯対策についてご説明いたします。区では、行政や地域の住民の方々だけでなく、区内の事業者の方にも防犯活動に協力していただくために覚書や協定書を締結してございます。先ほど申し上げましたペアレントガードナーの協働事業に関しましては、岩崎通信機と覚書を交わしましたほか、今月5月には危険ドラッグの売買や振り込め詐欺のアジト対策の一環といたしまして、区、区内3警察署、不動産協会、宅建協会との間で相互に情報交換を図ることなどを内容とした覚書を締結いたしました。また、本日の午後には、区が指定した見守り要望箇所を走行してもらい、子供や高齢者等の見守り活動を行ってもらうことを内容とした協定書を、杉並郵便局、荻窪郵便局、杉並南郵便局、東京信用金庫協会と締結することとしてございます。区では、今後も区内3警察署や防犯協会、それから地域の方々と一層連携を強化いたしまして、防犯対策を推進してまいりたいというふうに考えてございます。

私からは以上でございます。

○樋村会長 はい。ありがとうございました。

今の報告で何かご質問などはございますか。

○丸山委員 すみません。座ったままで。

今、このペアレントガードと、それから電話の録音装置、どのぐらい残っていますか。それが1点。

もう一つは、一応これは少し努力していただいているんですが、パトロール隊には10万円の補助金が出ますが、我々防犯協会には、まあ、今までゼロとって等しいほどですね。

お金、32万4,000円、30万円もらっても、みんな区の集いで全部吐き出して、防犯協会というのは、やはり各町会まで全部、住民まで会員だということで、かなり活動を、先ほど説明したものは全部防犯協会がやっていますね。区境のパトロール、高井戸管内ではもう7カ所のうち6カ所は高井戸管内で我々防犯協会の会員を集めてやっていますし、写真に出ている樋村先生がいらしたあのセキュリティーのことも、これも高井戸防犯協会が人を集めてやっているわけであって、ぜひとも、ことしは努力をしていただいて。

いただいたうちの30万円ぐらいが活動費として残るようになっておりますが、東京都内の平均を出して一番多いところと比較すると、もう雲泥の差があるわけですね。隣の世田谷なんか、100万円の補助金が出ています。中野でさえ、70万円出る。大体、杉並区より犯罪が少ないところで全部100万円。品川でも目黒でも、全部100万円ずつの各防犯協会に対する補助金が出ていますので、ぜひとも、安全・安心に一番先進の杉並区だと田中区长は豪語していますが、補助金は一番最低の区だということで、私、区長に申し上げましたら、丸山さんというのはうるさいねというようなことを言っているということで、それは事実がちゃんと伝わっていないんじゃないですか、区長に。やはり資料を持っていったら、杉並区は八百何十万円補助金を出しています、なんて言って。ほかの区はカメラの補助金を除いて100万円。活動費を幾らと出しているのに、杉並区は八百何十万円出していますと。それは全てダミーで、右から左に流れちゃうお金ですよ。活動費として一銭も残っていないのがこの防犯協会です。それでも10年間一生懸命、荻窪、杉並さんと協力しながら活動してきたんですが、我々の貯金も底をついたものですから、ぜひとも、もう東京都で一番多い補助金を出している区にさせていただきたいと思います。

○樋村会長 はい。いかがでしょうか。

○地域安全担当課長 それでは、私からご回答させていただきます。非常に耳の痛い話で、恐縮してございます。

まず初めに無難なほうからお答えさせていただきますが、まず、このペアレントガードナーにつきましては、あと15台ほど在庫がございます。これは1年間という期間限定でございますので、残りはまだ時間がありますので、ぜひご紹介いただきたいと思います。こちらの東京都の機械は、全部で300台いただきまして、今130台ぐらいお配りしておりますので、あと170台ぐらいまだございますので、まだまだ在庫がございますので、ぜひ皆さんもご紹介いただければというふうに思います。

続きまして、防犯協会の補助金の話でございます。丸山会長には本当に長年、丸山会長

を含め防犯協会の方々には、本当に手弁当で、常に長年にわたり防犯活動にご協力いただいているところがございます。以前、なかなか防犯協会に対する補助金そのまま活動に運用できないという状態があったというお話を私も聞きまして、今年度からでございますけれども、今までその「地域安全のつどい」というものを共同開催でやっておりましたので、そこに対する負担を区のほうで負担して、防犯協会のお金は使わずに、それは通常の活動に使っていただけるように、まず、いたしました。

それから、補助金のほうでございますけれども、防犯協会のカメラの維持管理の補助金と、それから活動の補助金という2種類ございまして、先ほど申し上げました、丸山会長がおっしゃっていた八百何万円というのは、防犯カメラのほうの維持管理でほとんどもう消えてしまうということでございますので、今、財政当局と鋭意やりとりをして、ふやしていただくように努力しておりますので、ぜひご理解いただければと思います。何とか一今23区の平均は大体50万円ぐらいなんです。そこに近づけるように、とりあえず当面したいというふうに思っております。本当に日ごろの活動に感謝申し上げて、何とか努力をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○奥野委員 ちょっと、それに……

○樋村会長 どうぞ。

○奥野委員 いいですか。この丸山会長のご発言はごもっともです。

まず、この写真で写っているこれ、高井戸のミサワホームのところで開催されたときの写真だと思います。それから、つい先日も西荻窪の駅頭で、これは高井戸と荻窪と合同でやられたようですが、振り込め詐欺の撲滅キャンペーンというのをされました。それから、今、市村さんがおいでですが、やっぱり馬橋の広目隊、馬橋の底力、これは本当にNHKのテレビで放送されたこともあって、全国的になりました。これで杉並警察署、さらに杉並区の知名度は全国的になったと思います。そういうこともありますので、ぜひ杉並区当局もこの防犯活動に対してのご援助をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○樋村会長 はい。それでは、よろしいでしょうか。

はい。では、続きまして、議事次第の2番ですね。路上喫煙対策について報告をよろしく願いします。

○環境課長 では、私から、路上喫煙対策についてご報告申し上げます。座って説明をさせていただきます。

路上禁煙につきまして、防止指導員による指導の実績などを積んでまいりました。まず、過料徴収及び指導の実績でございますが、25年、26年と表を入れてございまして、その一番下のところに27年度11月までの実績を掲載してございます。今年度につきましては過料徴収は今のところゼロでございます。指導のほうでございますが、高円寺が146、阿佐谷が256、荻窪以下が90、65、46というような数字で、指導をしてまいりました。全体では987件、これまで指導してございますが、ごらんのとおり、場所的には高円寺それから阿佐谷が比較的指導をする件数が多いという状況でございます。

それから、歩きたばこの調査をしてございます。実態調査ということで、その状況をそれぞれの駅近辺で調査をいたしました。25、26年度の平均値と、それから27年度での2回やってございます数字を挙げてございます。例えば高円寺ですと、27年度、1回目では6人、2回目で1人と。阿佐谷が同じく8人、11人というようなことになってございます。大体各駅、1桁から多くて11人というような状況でございました。

また、一番下の表でございますが、吸い殻の調査をしてございます。たばこを吸った後の吸い殻がどのぐらい落ちているかという調査でございますが、各駅ごとで、25、26年度は平均値でございます。また27年度、同じく27年度は1回目、2回目ということで調査をさせていただいてございますが、こちらにつきましては各駅、例えば高円寺ですと第1回目で36本、2回目で58本というようなところで、少ないところだと上井草の5本というような状況もございますが、大体各駅、ごらんのとおり2桁、30から60、80というようなことで、調査した結果、吸い殻を確認してございます。

こういうことでございますので、かなり、以前に比べますとたばこを吸われる方は減ってございます。ただ、吸い殻の状況なども確認をいたしますと、それなりの数が落ちてございますので、私どもとしては、引き続き駅頭やさまざまなお祭りなどで禁煙マナーの啓発活動に、啓発を努めていきたいというふうに考えてございます。

一方で、この表で申し上げますと、各駅周辺が禁煙地区になってございます。きょうは禁煙地区のマップも配らせていただいております。緑色の表紙のマップで、この中に、各駅の周辺の赤い部分が禁煙地区ということになってございますが、この赤い禁煙地区に入る前にたばこを吸われている方がいらっしゃるというような情報が区民の方から多数寄せられております。そういう意味では、禁煙地区を喫煙者の方は広く知られているということですね。その地区に入る前に一服されて通勤などをされているという情報がございます。

そういうことでございますので、私どもといたしましても、特に駅に向かう通勤経路な

どで歩きたばこの指導を展開してございます。ことしも、早朝でございますが、7時30分ぐらいから禁煙地区のちょっと外側に職員を配置いたしまして、吸われている方については、歩きたばこについては控えていただくように、ティッシュやそれから携帯の灰皿などをお配りして、啓発をしてきてございます。

そういうことでございますので、かなり私どもといたしましても一定の周知はできているものの、まだまだルール、マナーを守っていただけない方もいらっしゃるものですから、できるだけ路上のあの禁煙のステッカーなども、ご要望があれば、まあ、ごらんいただけていると思いますが、あちこちにステッカーも張って普及啓発をしているところでございます。そのほか、民間の指導員さんや喫煙所の清掃をしていただいておりますシルバー人材センターの職員の方にもいろいろ普及啓発をしていただきまして、効果的な指導に心がけているところでございます。

最後に、喫煙地区につきましては、先ほどマップをごらんいただきましたが、一定の指導成果なども上がっているところでございますので、引き続き現行の6駅周辺のその路上禁煙地区ということで、指定を続けていきたいというふうに区としては考えてございます。

私からは以上でございます。

○樋村会長 はい。ありがとうございました。

それでは、この件に関しまして、ご質問、ご意見などがございましたら。

市村さん。

○市村委員 この調査というのは、日数というか、どういう。時間帯も、どれぐらいの時間でやっているのでしょうか、調べる。たばこかを拾う時間帯というのは決まっている。

○環境課長 吸い殻調査につきましては、1日ごとにやってございます。一定の日を決めて、その日に数を数えている。

○市村委員 一定の日というのは、どれ……

○環境課長 1日。

○市村委員 じゃあ、これが、1回目、2回目というのは、1日ずつということですか。

○環境課長 そうですね。

○市村委員 朝何時から何時まで。

○環境課長 先ほど指導の時間を申し上げましたが、朝7時半から8時半でございます。

○市村委員 1時間ですね。

○環境課長 1時間でございます。

○市村委員 わかりました。

それと、もう一つですが、この喫煙シールというのかな、禁止のこのステッカーというのが路上にこう張ってあったり、すごく最初のころはよく目立ちましたが、今、汚くすくくなっているので、これを取りかえられる予定はあるんでしょうか。ちょっと、つまずいたりして危ないところがあるので、それをちょっとお聞きしたいなと思いました。

○環境課長 はい。ありがとうございます。ステッカーにつきましては、ご指摘のとおり老朽化が進んでいるものもございます。私どもといたしましても順次張りかえをさせていただきますし、また、ご通行の方あるいは近隣の住民の方から、汚れているとかあるいは危ないというようなご連絡があれば、すぐに行って、張りかえをさせていただきます。ただ、いかんせん枚数が多いございまして、我々もつぶさに見て回れないものですから、順番に張りかえつつ、そういうご連絡をいただきながら順次張りかえているところでございます。いずれにしましても、放ったらかしということではなくて、順次更新をさせていただきます。

○市村委員 はい。

この区内全域のこのステッカー、これを全部電柱に張っていらっしゃいますよね。

○環境課長 はい。電柱もございます。

○市村委員 そうですよ。すごく、何か古くなってきて、すごくいっぱい張ってあるから、やっぱりもうちょっと美観を考えていただいたほうがいいかなど。その張っている場所に関しても、皆さんにちょっと、毎日歩いていると、すごくそのことを言われます。お願いいたします。

○環境課長 わかりました。大変恐れ入ります。もしお気づきのところがありましたら、ご一報いただければすぐ対応いたしますし、先ほども申しあげましたように、我々も巡回をさせていただきますので、気がつけば張りかえをするというようなことで、汚いところはきれいにしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○樋村会長 はい。ありがとうございました。

じゃあ、石川委員、どうぞ。

○石川委員 2点ありまして、まず1点目なんですけども、歩きたばこ実態調査の資料で、高円寺、阿佐谷が多いんですね。やっぱりどうしてもアパートも多い場所で、新しく引っ越された方が多いのでないかなという。それで、だからこういう場がなかなか減らないんじゃないかなという、ちょっと仮説が成り立つのでないかと思うんですね。

で、以前も宅建協会にお願いして、ごみのこの収集・分別なんかも、新しく引っ越され

た際に理解していただくようお願いというふうにはしているんですけども、こういった路上喫煙に関しまして、やっぱり同じく新しく越された方に、こういうものがあるのでご理解をというふうな、やっぱりそういう説明する努力というのがまず要るのでないかなというのがまず1点ありました。

2点目なんですけども、今、7時半から8時半にパトロールされているという、この状況でよく理解できるんですけども、ことしの6月ぐらいから、経団連から残業の抑制に関する要請が出て、今、結構、大企業というのは残業できないんですね。何が言いたいかというと、今、じゃあ、残業できないと早出して、朝の6時半とか7時に出勤して、それで仕事しようという、「朝活」という言葉が出て、そういう動きが出てはいるんですが。逆に、じゃあ、このパトロールの間のもっと早い時間に出勤して、そこでたばこを吸うというのやっぱり十分あり得ますので、ちょっとそこを、何ていうんでしょう、時間帯というのは、前もごみの持ち去りとかもあるんですけども、そういう新しい動きに応じて目を配る必要があるのではないかなというふうには、このご報告を聞いてちょっと思いましたので、ご検討のほどお願いします。

○環境課長 はい。ご指摘のとおり、阿佐谷、高円寺は、私も申し上げましたとおり、やはり吸われている方が多いというふうに見受けますので、今ご提案がございました不動産業界などにご協力いただく方法は、少し考えさせていただきます。

それから、早朝の指導の時間帯の、もう少し早くというふうなことでございます。私どもは職員の配置で早出をして7時半からやっているということで対応させていただいています。7時半で、私も直接現場で見ますと、こんなに駅に向かって働いている人がいるんだというぐらい、朝、本当にいっぱい駅に向かっていらっしゃいます。7時半に行きましても驚くほど多くの方が通勤をされているなというふうに感じております。そういう中で、一方で、吸われている方は実はやはり少ないんですね。まあ、中にはいらっしゃいます。中にはいらっしゃるんですが、多くの方が、いわば通勤に急いでいらっしゃるようなことは見受けられています。

今ご指摘のようにもう少し早い時間はどうかというところではございますけれども、今そういうコアな時間で7時半から8時半でやらせていただいていますので、その辺の様子も見ながら、例えばもうちょっと早くだとどのぐらいかというふうなところも考えながらやらせていただきたいと思いますので、はい、もう少しお時間をいただきたいと思います。

○樋村会長 はい。ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。どうぞ。

○奥野委員 ポイ捨て禁止は、杉並区内、全道路ですね。

○環境課長 はい、そうでございます。

○奥野委員 はい。ところが、私どものところの上荻三・四丁目、西荻北五丁目の一部なんです。毎月1日と15日にパトロールを兼ねて清掃活動をしております。ポイ捨ては非常に多いです。で、西荻北から西荻の駅に向かったのバス道路、結構、まあ、あそこは通勤の人たちが歩いていくところだと思うんですが、ポイ捨てが多いです。ということで、それで、駐車違反の取り締まりだと2人1組で自転車で回って、それから雨の日でも回っているんで、すごいなと実は感心もしたんですけども、それから見ると、この喫煙に関する防止の人たちの姿が余り見られないのですが、いかがでしょう。

○環境課長 はい。私ども、今、区内全域のポイ捨てと歩きたばこの禁止で対応させていただけなんです。私どもの環境課に所属して直接その監視業務に従事しているのは、2名でやらせていただいています。その職員が朝から夕方まで、区内全域を順番に回っているようなところがございますので、そういう意味ではご指摘のとおりなかなか見かけないというようなところは、例えば一定のところは毎日その職員が行くような配置をしてございませんので、大変申しわけないと思います。

それから、委託業者も使って、委託業者のパトロールもしてございます。こちらも区内全域を対象に2名で回ってございますので、なかなかこう、特定の地域で、きょうもいるぞ、あしたもいるぞというようなところになっていないのは大変申しわけないんですが、私どものやり方といたしましては、きょうもこういうお話を承りましたので、区民の方から、たばこを吸っている者を見かけたとか、ここはポイ捨てが多いというようなご連絡をいただきますと、主にそういうところに重点的に職員を送り込みまして、パトロールをして、お声をかけて、先ほど申し上げましたようなティッシュなどを配って、歩きたばこをやめていただきたいというようなことはやってございますので、目が行き届かないのは大変申しわけないと思っておりますが、体制的には駐車違反ほど人員を確保できていないところで、ご理解いただきたいと思っております。

○奥野委員 はい。よろしくをお願いします。

○樋村会長 はい。ありがとうございました。

それでは、続きまして、資源の持ち去り対策について、報告をお願いします。

○杉並清掃事務所長 清掃事務所の天海でございます。それでは、私は資源持ち去り対策

の実施について、資料3に基づいて説明をさせていただきたいと思っております。失礼ですが、座ったままで説明させていただきます。

まず、平成27年度の実績でございます。27年11月末日現在ですが、収集・運搬禁止警告書の交付件数が1件、禁止命令書の交付件数が28件、告発の件数が3件、氏名等の公表者数が7名。公表基幹は27年9月15日から平成27年10月14日となっております。GPSの追跡調査は件数として3件行っております。21年度から27年度までの件数につきましては、そこに表を記載してございますので、ごらんいただければと思っております。

2番目の持ち去り行為の現状ですけれども、持ち去り違反者に対する警告件数、これは25年度、26年度と2年連続で0件、禁止命令の件数も減少としておりましたけれども、27年11月末現在で、警告書が1件、禁止命令が28件と、ふえております。違反者につきましては、これは特定少数の者に変更はございません。ただ、禁止命令書の件数がふえたことにつきましては、これは昨年度の課題としておりましたパトロールの時間帯を避けて活動している者への対策の一環で実施した、パトロールの時間帯の変更に伴って、今まで見つからなかったものが見つかったものということでふえたものと認識しております。

裏面に参りますけれども、今後とも行政に排出した必要な資源の回収のために新たな参入者を抑止するためにパトロールを強化して、持ち去り防止に努めてまいりたいと考えております。

また、持ち去り違反者なんですけれども、これまでも狭い道路、通学路、時間帯通行禁止道路を2トントラックで通行するなど、危険な状況も見受けられています。また、近隣の住民の方からは一方通行を逆走しているというような通報もいただいております。道路交通法の面からも、何らかの対策が必要なのかなというふうに考えております。

3番目にGPSによる持ち去り古紙追跡調査の実施でございますが、これは平成25年度、関東製紙原料直納商工組合、杉並リサイクル事業協同組合と共同で、GPS、全地球測位システムを活用した古紙の追跡調査を3回実施いたしました。26年度はさらに効果を高めるために、特別区と業界団体が一体となった対策を進めることを目的として、新たな業界団体に加えました4者、日本製紙連合会、関東製紙原料直納商工組合、東京都資源回収事業協同組合と各特別区での覚書を26年12月に再度締結をいたしました。なお、杉並リサイクル事業協同組合はこの関東製紙原料直納商工組合と東京都資源回収事業協同組合の会員を兼ねていることから、覚書には直接は参加しておりません。新しい覚書に基づきまして、古紙持ち去り根絶に向けて、GPSを活用した古紙の追跡調査を27年1月から3回、26年度

は古い覚書に基づくものが3回行われまして、新しい覚書に基づくものが3回ということで、26年度は延べ6回実施しております。27年度はこれまでに3回を実施いたしました。区では今後とも他の特別区とも一体となって業界団体と協力して、古紙持ち去りの根絶に向けてGPSの追跡調査に協力していきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○樋村会長 はい。ありがとうございました。

それでは、資源持ち去り対策について、ご意見などがございましたら。

丸山委員。

○丸山委員 この事業は区も収益になるんですね。今、町会等またはボランティア団体等に、1キロにつき幾らという補助金を出されていると思いますが、いわゆるボランティア団体と町会とで金額が違うのは、補助金の額が1円違うというふうに私どもはお聞きまして、何で1円違うのか。それと、あるボランティアグループは夜中の2時、3時まで、ぐるぐる、持ち去りを未然に防止するために回っているので、持ち去りの業者はまだまだたくさんいるというふうに私はお聞きしています。杉並区のほうで行くと、そんなに時間はかけられないということなので、そういう持ち去り警戒パトロールをしながら資源回収をやっている、そういうボランティアに対して補助金を出すというようなことはお考えにないですか。2点目ですね。

1点目は、何で町会単位で、町会の一部の人がやった場合とボランティアグループが資源回収をやったときに1円の差があるのかということです。2点目は補助金を出す予定はないですかということです。

○杉並清掃事務所長 まず、資源回収にご協力いただいている団体さんへの補助金ですけれども、今ご指摘のとおり、27年度から、町会自治会に対しましては1キロ当たり7円で、それ以外の団体さんについては1キロ当たり6円ということで、1円の差がついてございます。町会・自治会の活動ですね、より積極的に支援していきたいということから、1円の増額をさせていただいているところでございます。

あと、もう一点が何でしたっけ。今ご協力いただいて大変ありがたいところなんですけれども、今現在のところではそういった考え方がございませんので、今後の検討課題とさせていただければと思います。

○丸山委員 いいですか、もう一回。町会には既にいろいろな補助金がたくさん出ているし、じゃあ、町会が取り組まないからボランティアグループが取り組んで、じゃあ、やり

ましようという、やはり杉並区民がやることなので、町会だから1円高くて、ボランティアだから1円安いというのは、どうも、公平性にはどうなんでしょうかね。公平性を考えると、やはり同じ、じゃあ、町会のほうは活動を余りしていなくて何もしていないと。じゃあ、町会に働きかけてもやらない。じゃあ、我々がやりましようという、そういう意欲のあるボランティア団体に対して差をつけるというのは、やはり公平性の観点から問題があるんじゃないかと私は考えますが、いかがですか。

○杉並清掃事務所長 まず、先ほど前段でご質問がありましたけれども、この資源持ち去り対策事業につきましては、区の持ち出し部分が相当多い。黒字か赤字かといいますと、赤字になっている状況でございます。そういった中で、皆様にもぜひご協力をいただきたいということで、町会・自治会の方に説明をさせていただいております。

○環境部長 よろしいでしょうか。町会・自治会のほうになぜ1円プラスされているかというのは、これはごみの施策というよりは、コミュニティ施策の一環として、政策的にコミュニティ活動をより活性化する、地域の中で活性化していく一つのツールとして、この事業を位置づけているということで、1円ふえているという形になっております。それが不公平ではないかというご指摘はある意味ごもっともではございます。そうした観点でいくと、今度はボランティア施策として、ボランティア活動を活性化するために1円プラスしてはどうかというのが、また別の世界での議論があるということで、これはごみとリンクさせた上で、コミュニティ施策を活性化させていきたいという区のほうの意図があって1円プラスしたというところで、その点、ちょっとご理解いただければというふうに考えているところでございます。

○丸山委員 まあ。はい。

○樋村会長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○石川委員 たびたびすみません。この持ち去り行為なんですけども、これは、新手の対策というのがやっぱり要るのではないかなというふうに考えております。GPSというのは非常に有効な方法ではあるんですけども、これ、私自身の体験則で申し上げるんですが、やっぱり資源持ち去り、今、パトロールが厳しくなっていますので、例えば大通りとか片側1車線でバスが通るような道とか、車通りが多い道とかで、本当に一瞬で持っていくような業者って目撃していますし、実際私がごみを捨てる場所も、やっぱりバス通りの近くで、やっぱり、目につく場所なんです。そうしますと、新聞と雑誌と紙のパンフレット

を捨てた日がありました。5分たたないうちにもう一回そこを見に行くと、新聞だけがぱつと持っていかれているんですね。やっぱり単価の高いものを、極めて、何ていうんでしょう、速いテンポでぱつと持ち去られるという。やっぱり、相手もかなり巧妙化していますので、ちょっと、その、こう、人目につきやすい場所で、この道路に面しているところ、もしくは車通りの多いところって、やっぱりある程度パトロールするのであれば、重点的にやっていくというのもこれも一つの方法ではないかと思うんですが、ちょっとお考えのほうをお願いします。

○樋村会長 はい。区のほうは何か。

○杉並清掃事務所長 はい。今現在ですけれども、収集の曜日がそれぞれ地域によって変わっておりますので、特にその状況によってパトロールを重点的にさせていただいているというようなところでございます。特に大通りとか、今、人目につくところとかということ、重点的にということではないんですけれども、全般的に区内をちょっとパトロールを行っているというところでございます。

○石川委員 やっぱり相手のその、巧妙化して、やっぱり手口というのも考えた上での対策というか、今後ちょっとお願いしたいということで、はい、よろしくをお願いします。

○杉並清掃事務所長 十分検討してまいりたいと思います。

○樋村会長 はい。よろしいでしょうか。

○奥野委員 天海所長にお尋ねするのは恐縮なんですけど、まず、GPSの効果はありましたでしょうか。それから、持ち去りの車は前から見ると大分少なくなっています。これはもう事実です。けど——ちょっとそれから石川さんが勘違いされているのは、その目立つ場所とかなんとかじゃなくて、区のパトロールはその意味では全域を回っています。というのは、彼らはもう、どこであつたって持っていくわけですから。そういうことで、減ってはきたんですけど、天海所長、やっぱり根絶は難しいでしょうか。僕らとしてはもう持っていかれちゃって非常に残念な気持ちをいたしておりますが、よろしくをお願いします。

○杉並清掃事務所長 GPSですけれども、まず効果はあるというふうに。実際に持ち込みをされているところまで確認してございます。当然、収集をしている者は受け入れる側があるから収集するわけで、受け入れる側にも、受け入れをしないようにというような要請を再三しているところでございます。ただ、一方で、組合にも申し入れをしている、組合さんとしては受け入れをしないというようなことをお約束いただいているんですけれども、受け入れを行っている業者が実は組合に加入していないとかということもありまし

て、なかなか根絶には至っていないというところで、有効な施策を今後とも模索してまいりたいというところがございます。

○奥野委員 よろしく申し上げます。

○樋村会長 はい。ありがとうございました。

それでは、続きまして、ごみ屋敷等の対応についてということで、課長からよろしくお願ひします。

○環境課長 では、私のほうから、ごみ屋敷等の対応についてご報告いたします。座らせていただきます。

こちらのごみ屋敷等につきましては、生活安全及び環境美化に関する条例に基づきまして、不良な状況の土地や家屋の指導ということで実施をしてございます。その不良な状況と申しますのは、(1)のところに書いてございますが、大量な廃棄物、ごみをご自分の敷地の中に放置をしたり、あるいは樹木が庭などに植わっているわけでございますが、それを伸び放題にいたしまして、その伸びた枝がお隣や家の面している道路にどんどん出てきてしまっているというようなものに対して、条例に基づいて対応しているところでございます。

それらへの対応、取り組みでございすけども、(2)でございすが、私ども現場を確認いたしまして、文書等で是正を促すと共に、なかなか困難な事例もございすけども、直接お会いをして、現状を確認した上で是正していただくように説得しているというような状況でございす。また、いろいろな、見た目は——ごみがあるとか木が生えているというような状況だけではない、さまざまなご事情もある場合がございますので、保健や福祉、あるいは場合によっては医療などの関係者と連携をとりながら、健康面や生活面の部分もご相談に乗りながら、支援しているところでございす。

ここに書いてございす、27年度、ごみを集め続けてごみ屋敷でありましたところを解決を一つすることができましたので、参考にきょうはその状況の写真をつけさせていただいてございす。

2段ございすが、上のほうがごみがたまっていた状況でございす。正面に見えます少し青っぽいのが住宅でございすが、住宅から手前に向けて、道路に向かって、住宅の中はもう、当然ごみが満杯状態でございす。そして、そこから入り切れないごみが外に積まれているという状態でございす。この場合、居住者自身ももう家の中に入れずに、ごみの間に入って雨風をしのいで生活をしていたというのが実態でございす。どう

してもこの方は、ごみが、集積所などへ置いてあるごみを持ってきてしまうという、ご自分のごみだけではなくて、そういう、何といたしましょうか、習慣といたしましょうか、そういう方でございました。

周りの近隣の方も非常にご心配をされていて、私ども10年近く取り組んできたんですが、今年度になりまして、これもいろんなご事情がございました。下の写真はその片づけた後でございますが、建物に比べてもこれだけの敷地がございましたが、この敷地にもかなりのごみがございました。で、非常に状況が悪かったので、私どもの清掃事務所のほうの協力も得て、一度、区がまず自主的に、本人の了解を得た上で片づけましたが、そのとき回収を5トンほどしたんですが、ほとんど減らせなかったような状態でございました。そういう中で、本人を説得し、本人の生活を支援するような福祉との相談も入れて、何とかそのご本人のほうも、ここを引き払って新たな生活を始めるというようなことで結果的にまとまりましたので、この部分はごみを片づけて、ほかのほうに渡ったということで、今、所有者が変わっているような状況でございます。このような形で、いろいろこう、私どもが間に入って対応した事例でございます。

そういうことでございますので、これ以外にもごみ屋敷というのは、区のほうへ要望をいただいているのが年間30件程度というふうにはございますが、私ども積極的に取り組んでいるのが10件弱で、いろいろ是正の指導をしているところでございます。今回こういう形で是正できたケースもございますので、福祉や保健のセクションとも連携をいたしまして、ごみ屋敷の解決に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

それから、2番目でございますが、空家等の対応でございます。ごみ屋敷と分けて、空き家をきょうご案内するわけでございますが、空き家につきましては、居住者がいない状況で、法律に基づきますと大体1年居住者がいない住宅でございます。実態調査を25年度にいたしまして、区内では調査の中では400軒ほどの空き家を確認いたしました。実態はさらに多くの空き家が区内には存在をしてございます。

空き家というだけでは特に問題はなく、管理をされていて、いろんなご事情で不在という住宅があるのは、これはもうやむを得ないというふうには考えてございますが、そういう中で、いわゆる放ったらかしといたしましょうか、どんどん年数がたち、樹木が繁茂して、住宅が傷み、周りの方がご心配になるというような空き家が実際には存在してございます。そういうことで近隣の方が非常に心配されているというようなこともございまして、私ども対応してまいりましたが、ことし、空き家に関する法律ができました。「空家等対策の

推進に関する特別措置法」という法律ができましたので、区のほうもこの法律に基づいて、所有者に対して、空き家ですのでそこには住んでいらっしゃいませんので、別のところに住んでいる所有者を探して、是正の管理をするように指導したり、それから区としても空き家対策の計画を作成するような形で今取り組んでいるところでございます。ことし、その法律に基づきまして、空家対策協議会という、こちらの協議会とはまた別の協議会を立ち上げまして、現在、空家対策計画を策定していただくように準備しているところでございます。

いずれにいたしましても、環境課も含めて、建築家あるいは他のセクションも含めて空き家対策に取り組んでいるところでございますので、きょうご報告をさせていただきました。

私からは以上でございます。

○樋村会長 はい。ありがとうございました。

では、この件についてご質問など。どうぞ。

○阿部委員 今、空き家の問題なんですが、私もこういうものに携わっておりますので、ちょっと言うんですが、空き家、古い家屋といっても、どのくらいものを古いと申すのか、そして、もう全然使わない、使えないんだというのと、それからやはり2年か3年には戻ってくるというやつらもいるんですね。私は古いのでリフォームしたりなんかしてやっていますけども、だから、そういうのも空き家に見られちゃったんじゃないかと、こう思う。だから、余計なおせっかいじゃないかなと、こういうふう到我々たちは思っておる。

古い家屋でしたらいいですよ。20年ぐらいはぶん投げてあるんだと。そういうものならば、空き家と言ってもいいのではないかと。大体建物の年数というのは、税金がかからない分だと、何年からだったらかからないのか。そういうのもやっぱり調べていただいた上で空き家としてやっていただきたいなど。木造家屋ですと、今聞きたいんですけども、どのくらいで償却されるのか、その辺確認していただくことと、それから何年、その償却されない前の何年からか。所有者がいないというのは登記書とか何かで調べりゃ、すぐわかるんで。あとは戸籍謄本をとりゃ、すぐわかる。だからそういうのを集めていかないと、やはり話は、壊すということは、恐らくできないと思うのね。まあ、区は、それは承知してやっていただいて、規約も全国でつくっていますから、これは結構で、我々の業界もつくっております。だから、それは何年からかという、それはみんなわかっていないんですよ、今。その辺を明らかにしていただければいいなど。余り壊されても困るので、我々、

私たちは仕事でやっていますから。申しわけない。

○樋村会長 はい。よろしいでしょうか。

○環境課長 建物の建築年数で空き家云々という基準は、現在私どもも持っていない。先ほど申し上げました、その居住している状況が1年間見られないものが、一応は法律上は空き家の基準にはなってございます。ただ、それですぐにその空き家の問題になる空き家になるというわけではございません。当然、活用するものとか活用すべきものだというふうに考えてございますので。

今、きょうは資料がないので大変申しわけないんですが、私ども法律上の、もう一つ空き家のいわば言い方がございまして、特定空き家という法律上の呼び方がございます。新しくこの法律で定められた名称でございしますが、特定空き家というのは、やはりちょっと専門家ではないのでは、詳しいことは申しわけございませんが言えないんですが、例えば家が傾いているとか、非常に樹木が繁茂したり、衛生上問題があるとか、あるいはそれにつながるんですが、景観ですね、見た目。見た目で地域にすごく悪影響を与えると、非常にやはりその空き家の中でも、それ自体が危険だとか、周りにご迷惑がかかるというものを特定空き家というふうにさせていただくようになってございます。

その特定空き家にした上で、例えば建物が建っていても、固定資産税がその建物があると今6分の1になってございますが、特定空き家にするとその優遇策が、たとえ建物があってもなくなるとか、あるいはその後、勧告やしますと、行政代執行まで法律上はできるということで、手続が進むということでございますので、またもとに戻りますけど、空き家全てが、私ども、悪いとかそういうふうなことでくくっているわけではございませんで、その中でやはり地域の中で問題のあるものをきちっと見きわめて対応していこうというふうに考えてございますし、一方で活用できるものは活用していこうということで取り組んでいるところでございます。

○阿部委員 はい、わかりました。

○樋村会長 はい。よろしいでしょうか。

○丸山委員 いいですか。教えていただきたいんですが、公道の場合には、どのぐらい木が外まで出ていいのか。高さ、そのはみ出しですね。というのは、一時ストップの「止まれ」というのが見えないぐらい出ているところもあるんですね。ただ、その辺が、区のほうで、高さは何メートル、はみ出しはどのぐらいと。やはり、私も来るときずっと青梅街道を来ましたが、やっぱりちゃんと整備されていて、すばらしいイチョウ並木で、余

り出ていませんでしたので。やはりある程度持ち主がそういうことをやってくれればいいんですがやってくれないと、何か二、三日前にテレビでやっていましたよね、どこか。巢鴨の件。私道だということで、もう人が通れない高さでというのがありましたけど、区の条例はどのぐらいなんでしょうか、高さと、はみ出しは。

○環境課長 はい。条例といたしますか、公道の場合には道路法という法律がかかっているんですが、実際には道路の、公道の上空は基準というのは特になく、本来は出てはいけないというところがございます。はい。じゃあ、全部だめじゃないかというようなご指摘にはなるかと思うんですが、実態問題としては、私どもは土木担当のほうで道路管理者として道路を管理しているところがございますが、なかなかそれぞれの個々の樹木に対してご指導できるような状況ではない。ですから、先ほどの例えば標識などが見えないとか通行の生涯になるところは特に気をつけて、道路の担当のほうも現場に行きまして、まあ、木のほうも勝手にはなかなか切れないものですから、指導させていただいているということでございます。私の記憶では、どうしてもそれに応じていただけない場合は、私どものほうで切らせていただいたケースもございました。

○丸山委員 はい。

○樋村会長 はい。ありがとうございます。

それでは、続きまして、警察署のほうから報告をよろしく願いいたします。

○岩下委員 はい。まず、3警察署から年末年始の防犯対策についてなんですが、その前に本年発生しました犯罪の発生状況、これ、杉並区それと東京都内全体とどのぐらいの割合で発生しているかを最初にお話しして、それから各署のお話をさせていただきます。まず、今から申し上げる数値というのは手元の集計値でありまして、いわゆる暫定値であります。今後変更される場合がありますので、ご了承ください。

まず、都内全体の刑法犯の発生件数、この刑法犯というのは、殺人から暴行、強盗、窃盗まで、全ての刑法犯に値するものです。この発生件数が11月末日現在で13万5,525件です。13万5,525件。では、そのうち東京都内のうち杉並区で発生している件数というのが4,458件です。割合で言いますと、パーセンテージで言いますと3.3%に値します。ちょっとこれが一つのキーなんですけども、都内全体の刑法犯のうちの3.3%が杉並区で発生している。

それでは、主要な犯罪10項目を説明します。刑法犯のうち、強盗ですね。強盗につきましては、都内では368件認知しております。杉並区内は16件です。率にしますと4.3%です。

ひったくりです。都内全域で460件、杉並区内で7件、率で言いますと1.5%。侵入窃盗は都内5,809件、杉並区内が265件、4.6%です。で、自動車盗、都内329件、杉並区内4件です。これは1.2%に値します。車上狙い、1,788件都内で発生していきまして、杉並区内では62件、3.5%です。性犯罪です。都内812件、杉並区内29件、率は3.6%。あと特殊詐欺です。オレオレ詐欺、振り込め詐欺、これが都内1,681件のうち杉並区は65件、3.9%。あと子供に対する犯罪、これが133件都内で発生していて、5件が杉並区、3.8%。あと、参考に自転車盗です。都内で4万6,811件発生していきまして、杉並区では1,686件、率では3.6%です。

刑法犯の発生、都内の発生件数のうち3.3%が杉並区であると。それを見ますと、これを超える率が高い罪種というのが、侵入窃盗が多く、4.6%ですね。多いと言えるものがあります。このような発生状況がある中で、各署はそれぞれの、この数字をもとに、あと検挙活動もしているんですけども、防犯活動を進めております。

今、杉並区の全体のお話をさせていただきました。ここからは各署のお話をさせていただきます。高井戸警察署から、まずお話しさせていただきます。

高井戸警察署では犯罪の刑法犯の認知件数が1,324件という数字でありまして、強盗、ひったくり、侵入盗、先ほど言ったのがそれぞれ発生しております。

杉並区内で先ほど自動車盗が4件発生していると申し上げたんですけども、これは全部高井戸警察署管内です。そのうちの3件が、これは一晩のうちに盗まれた、いわゆるハイエース泥棒。環八沿いの駐車場が狙われたものです。これが自動車盗になっています。

あと子供に対する犯罪なんですけども、高井戸警察署管内では1件発生しております。これは犯人を既に検挙していきまして、どういったものかといいますと、休憩施設で小学生が寝ているところに、酔っぱらった年配の男が小水をかけた、こういうものです。もう、これは暴行に値するんですけども、こういった事案が発生して、検挙しております。

あと、自転車盗なんですけども、1,686件という数字で、失礼しました、526件という、杉並区の約3分の1が高井戸警察署で発生していきまして、発生件数こそは多いんですけども、去年と比べてマイナス194件という数字になっております。全体の刑法犯の数がマイナス213件、去年に比べて減っているんですけども、その大多数が自転車盗の抑止によるものであると言えます。

高井戸警察署では、各犯罪の発生状況を各地区ごと、住所ごとに、例えば永福町で侵入窃盗78件のうち何件あるんだというのを明確に出して見えています。犯罪の発生の多い地区

につきまして、例えば侵入窃盗で言いますと、78件のうち12件発生している地域、11件発生している地域というのを認知しましたら、速やかな防犯対策をさせていただいております。防犯協会を初め町会の皆様、パトロール隊と緊急の駅頭での活動等、キャンペーン等もやらせていただいて、犯罪抑止の意識づけというのをご協力いただいているところであります。

また、当署では区境、武蔵野市と三鷹市の境、駅で言いますと井の頭線の三鷹台とか明大前駅、世田谷区境、八幡山駅ですね。あと方南町、笹塚の渋谷区境で、区境、警察署境というのは目の行きにくいところと言われておりますので、そこを積極的に解消するために、各種防犯パトロール等を実施しております。

また、検挙活動におきましても、管内で、生活安全の部類なんですけども、にせのキャラクターグッズを販売した店がありまして、そこから情報が寄せられて、にせグッズを売っている者を検挙したとか、あと電車内の高校生に対する盗撮事件とか、こういった検挙活動も行っています。

また、小学生の見守りの関係で、各種小学校等々でセーフティ教室を実施しまして、犯罪に遭いにくい環境づくり、もし遭った場合は「こども110番」に逃げ込もう、あと大きな声を出すとか、いわゆる「いかのおすし」についての指導等を行っております。

その他、年末年始は空き巣、侵入盗が非常に多く、過去のデータの分析から出ております。ですので、この年末年始に向けて、侵入盗対策を各町会、パトロール隊の皆さんと一緒にになりながら、1件でも発生しないように、ゼロを目指して取り組んで、一層の防犯対策をしてまいるところであります。

高井戸警察署からは以上であります。

○樋村会長 はい。

では、続きまして、3署、よろしく申し上げます。

○大井委員 では、次、杉並警察署のほうからお話しさせていただきます。今、区内の発生状況その他、話はございましたので、杉並警察署の管内で、ちょっと特異な状況だけ、ちょっとお話をさせていただきます。

まず、振り込め詐欺の関係ですが、先ほど区内で65件という発生の話がありましたが、杉並警察署管内では25件の発生です。これも最初は上半期まで相当な発生数であったんですが、この25件、8月11日以降発生しておりません。これはいろんな対策をとったんですけれども、特に8月11日現在で、もう2,870万円と。去年の発生件数が23件で、もうこの時

点でこの2,800万円、もう既に昨年の被害金額を超えているということで、対策を幾つか立てまして、それも現在続けているという状況であります。この対策については、ちょっと後でお話いたします。

あと、特異なものとして、この侵入窃盗、265件という話ですが、杉並警察署管内では94件、若干先ほどの数字の関係で言いますと、11月いっぱいでお話ししていると思うんですが、手集計で、きのうまで現在で96件という形で出ております。ただ、昨年同期と比べると、マイナス21件という形で減っております。ただ、特異な事例として、これは杉並警察署管内で、5月なんですけれども、事務所荒らしなんですけれども、これは会社の金庫からバールでこじあけてお金を盗ったという形で、約1,600万円近く、高額被害が発生しております。これはまだ、犯人は捕まっております。あと、特異な形で、ひったくりの形態で強盗事件になったというのがあるんですけれども、これが先日発生したものについては、まだこれは捕まっております。ただ、コンビニ強盗が9月30日に発生しているんですが、これは刃物使用なんですけれども、これは3日後に検挙という形になっております。

幾つか、先ほど振り込め詐欺の話が出ましたが、幾つかの対策として、特に全般的な犯罪について言いますと、ことしの7月に東京電力と3警察署、杉並3署で覚書の締結をしております。これは区のほうで今協定を結ばれる、郵便局、信金との「ながら見守り活動」、これと同じような活動なんですけど、東京電力の外に出て活動していただいている検針員の方々に、通常の活動を通じて、おかしい不審者、また犯罪等を見かけた場合に、最寄りの警察署に早急に連絡をいただくという形で、事業者の通常の活動を通じて防犯的な協力を得ているという形をとっております。

あと、特に振り込め詐欺の場合は、外に出ない高齢者、この方々の対応をちょっと考えなきゃいけないと。どちらかというと、警察で主催するキャンペーンだとかパトロール、そういうものに積極的に出てこられる方は、被害にかかりにくいと考えております。いろんな場に出ない高齢者の方の対策をちょっと考えなきゃいけないということで、実は町会の回覧板を活用して、チラシを各住民の方々に見て、外に出ない方の高齢者にそういう対策をとろうということで、杉並警察署管内で74の町会がありますけれども、その町会は毎月回覧板が回るんですけれども、その回覧板に警察のチラシを入れて、そういうのを見て高齢者の方々に注意喚起をしてもらおうという形で、10月から、今、毎月防犯関係だけでなく、いろんな、交通等を含めて、そういう回覧板でチラシを回すという形で活動をやっております。

あと、駅前周辺でよく警察でキャンペーン等、またパトロール等をやっておりますけれども、特に駅から離れたエリア、そういうところはどうしてもいろんな警察のキャンペーンとかパトロールもなかなかないんで、今そういうところの町会の方々と協力して、パトロールやキャンペーンというのを始めさせてもらいました。その一例として、蚕糸の森公園の裏側等、よく、女子美高校があるんですけども、そういうところで痴漢の発生とか、そういうものが出るということで、町会の方々と一緒にパトロールをすとか、またキャンペーンでやるという形を進めさせて、今やっている状況です。

あと、年末年始の特に防犯的な対策として今進めているのが、合同訓練とか金融機関、コンビニ、ここの警戒、これは通常どこの署でもそうなんですけれども、今、警察官は見せる警戒という形で、多くの制服警察官を含めて路上に出て、防犯的な活動、見せる活動をしながら対策をとっております。そういうことで、年末年始の活動については今のとおりであります。

以上です。

○溝口委員 それでは、荻窪警察署管内の状況についてご説明させていただきます。荻窪警察署管内で全刑法犯の認知件数というのは1,529件ということで、11月末ですね、1,529件。昨年が1,596件ということで、マイナスで推移しております。また、その中でちょっとやっぱり心配なのが侵入窃盗で、昨年71件だったのが94件。その他につきましては大体同じ、あるいはそれより低い状況になっております。ですから、侵入窃盗、これはやっぱり何とかしなくちゃいけないということで、いろんな対策を今とっているところであります。

また、先ほど来からお話があります特殊詐欺の関係なんですけど、これは19件で、これは昨年に比べるとやっぱり減ってはいるんですけども、この12月に入りまして荻窪警察署管内で2件発生しております。そのうち1件は、12月は単月で、都内全域で、大体全域というか都内全体で、非常にオレオレ詐欺がまたふえてしまっている状況があると。そして荻窪警察署も同じで、やはりオレオレ詐欺の発生1件。それと、実は携帯電話のショートメールを利用して、これで有料サイトの料金が未納ですと入って、被害者がメールに記載された電話番号に電話したところ、法的手続で訴えますと、そう言われて、コンビニであるところのギフトカード、それを買わされて、そしてそのシリアル番号を聞かれて、それを答えるというやつ。それで、というのが今非常にふえていて、荻窪警察署管内でも12月も1件、それから10月1件ということで、2件発生してしまっているということなので、それ

で、対策としてはもう全コンビニですね、管内の全コンビニを防犯係員が回って対策をとりました。それと、地域課のほうでも制服警察官が回って、またいろいろ声かけなんかをしているわけなのですが、それでも発生してしまっているという状況であります。

まあ、犯人グループとの知恵比べじゃないですけども、いかにこれを来年はもうなくすというところで、いろいろ、今、自分も考えているところでありますので、それで、こういったものもなくすようにしていかないと、件数的にはもうどんどんどんどん被害がふえてしまうということです。幸いなことに昨年と比べて総被害額は減ってはおります。ただ、やはり大事なお金、そういったものを高齢者の方がだましとられている状況は変わりませんので、この特殊詐欺対策というのは引き続き最重要項目として推進していきたいと思っておりますので、皆さんご協力を、または住民の皆さんにもいろいろお願いすると思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

その他は、もう先ほど2人の課長さんのほうから対策等いろいろお話があったので、私、ちょっと違うことを話させていただきます。

人身安全関連というのは、今、非常に警視庁というか警察は力を入れているところなんです。どんなのを言うかといいますと、皆さんもいろいろ会議とか警察との関係でご存じかと思うんですけども、ストーカー、DV事案、あるいは児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、誘拐だとか逮捕、監禁、そういった人たちや特異な行方不明者、それから子供や女性の人身にかかわる事案だとか、これは一つの例示なんですけども、本当に人の人身にかかわる事案、そういったものをなくす、何とか防ごうじゃないかということですね。今、非常に力を入れてやっています。

その前段階というのが、相談というのは多いんですよね、実は。相談の段階というのは、じゃあ、生活安全相談、私どもがやっています。警察署の生活安全課の中に生活安全相談係というのがあるんですけども、じゃあ、どのくらいの生活安全相談があるのかというのをちょっと説明させていただきますと、これ、地域課のほうで交番なんかで受けたものも含みますと、大体3署とも1,000件は年間で超えると思います。ええ。ちなみにこれは10月末現在で、杉並署が実に1,802件、高井戸署が944件、荻窪が851件、そしていずれの3署とも、昨年、前年と比べてふえている状況があるということで、やっぱりまちの皆さんというのは、非常に不安なことだとか困っている状況がやっぱりあるのだろうと。そういった相談を端緒に、また人身安全関連だとかのほうにつなげて行って、ちょっと不安を除去していく。その中には、検挙という形で相手方をちょっと強制的なものでやったり、任意で

警告したりということがございます。

ちなみに、じゃあ、どんな取り扱いが多いのか、ちょっとご説明させていただきます。一番今多いのが家庭、職場、近隣関係。これは荻窪警察署の例をとりますと、これは268件、11月末現在ですが、昨年と比べると、プラス7.89%増加。次が犯罪等の被害防止ということで224件で、これはちょっとは減っているんです。これは都内全体も同じような傾向なんですけども、マイナス10.4%。その次が、今いろいろ問題があるのが、やっぱりサイバー関係の問題ということで、これはちょっと大分差はありますけども、86件ということになります。その他、相談内容が意味不明のもの、これが4番目。5番目が法令質疑、関係機関、例えばどういったところに相談したらいいんでしょうかということで、区役所のこういったところへ、環境課のほうにじゃあ、ということで対処とか、あるいは法令質疑、関係機関諸手続の問い合わせ、こういったものも多いですね。さらに契約、取引関係、悪質商法、そして先ほども話しました配偶者間の暴力、ストーカー規制法事案、応急、救護、こんなところがあります。その他も91件ぐらいありまして、11月末で932件、昨年よりまだ相談件数というのはふえているという状況があります。

そういったことで、先ほどからいろいろごみの問題だとか近隣トラブルだとか、そういったものを、まちの方は非常に安全というところでは不安な気持ちがある。そういったところは、ちょっと、まあ、犯罪には至っていないかもしれませんが、そういったところを警察としてはいろいろ解決に向けてというようなことで、何とか糸口をとということで、今一生懸命やっているところではあります。ひとつご承知おきいただきたいと思います。

それと、年末年始の関係でございますが、本当に、防犯協会を初めとした町会・自治会の皆さん、本当に、20日からですか、夜警をまた組んでいただいて、これは荻窪の場合なんですけど、ほかにも全く同じだと思います。夜警を組んでいただいております。本当にたくさんの方にご参加していただき、また、それ以外にも例えば更生保護女性会だとか、そういったところも積極的に、いろんな方がまちを本当にパトロールしていただけるということで、何とか来年も再来年もこれがずっと続くように、警察のほうもできる限り一緒になって回れるようにフォローしていきたいと思いますので、防犯、防災、いろいろ関心を持って、これからもいいまちをつくっていききたいと思います。犯罪の起きにくいまちということで、また皆さんご協力、ご支援のほど、警察のほうまで、またよろしく願い申し上げます。

私のほうからは以上でございます。

○樋村会長 はい。ありがとうございました。

それでは、今、3署、報告をいただきましたので、何かご質問、ご意見など。よろしいでしょうか。特にないようですので、よろしいですか。

（ なし ）

○樋村会長 それでは、続きまして、消防署のほうから報告をよろしくお願いします。

○河野委員 はい。それでは、まず、杉並、荻窪両消防署を代表しまして、荻窪消防署、河野が説明をさせていただきます。お手元の資料、資料5をごらんください。まず、杉並区内の火災の状況ということで、消防が扱うものとしては、火災、救助、救急などなどございますけども、やはり地域の皆様の関心事といいますと、火災なのかなと思ひまして、火災の件数等をこの表にまとめてございます。

左のほうに、杉並区全体というところで、まず見ていただきたいと思いますが、11月末現在で数字をまとめておりますが、昨年に比べて若干件数は減っておりますが、消防署ごと分かれて見ますと、荻窪のほうは昨年並み、杉並のほうマイナス10といったところがございます。やはり建物火災というのが非常に多うございます。下のほうを見ていただきますと、焼損床面積といったところがございます。区内全域では611平方メートルということで、昨年比300ちょっと減っておりますが、実は荻窪消防署管内、減ってはいるんですけども、9月に2件ほど、ちょっと大きく燃える火事がございまして、面積が多く出ております。

あと、火災による死者ですけれども、昨年同期でマイナス6といったことで、ことしについては2名。各消防等で見ますと、杉並消防署管内で2名、荻窪消防署管内0名といったところがございます。昨年、26年中は、上半期の時点で、実は荻窪消防署管内で6名の方がお亡くなりになりまして、夏以降、さまざまな緊急対策ということで、区であったり地域、町会・自治会などに対しまして働きかけを行ひまして、火災予防を訴えてきたところでございます。例えば、町会などの皆様にもご出席いただいておりますけども、消防署で事務局をやっております住宅防火等推進協議会ですとか、あと9月の防災週間ですとか、秋の火災予防運動、そのほかにもいろんな地域行事の場を通じまして、住宅火災の防止といったところを働きかけをしてございます。もちろん町会の皆様の意識の向上ですとか、さらに消防団のご協力などもありまして、さまざまな見回りですとか、これからもやっていただくところですけども夜警ですとか、そういったところで意識づけを行っていただいた成果が、こういったことで死者の発生防止につながっているのではないかなというふう

思っております。

裏、めくっていただきますと、それぞれの死者の状況ですとか、23区内も含めてですけども、区市町村別の死者の発生状況などがございます。住宅火災でやはり多いのがたばこの火の不始末であったりとか、ガスこんろの火の消し忘れなどといったことが多くなっています。また、意外と、火を使うのは冬場が確かに多いのかもしれませんが、住宅火災では電気関係の火災も非常に今多くなっておりまして、電気のタコ足配線ですとか、それからずっとつけっ放しのコンセント、そこにほこりや湿気がたまりまして、トラッキング現象、要はショートが起こって火災になるもの。もしくは、やはり年数のたったご家庭ですと、実は屋根裏配線、そこから出火したりといったこともございます。あとはずっと使えるものだからといって、扇風機、洗濯機、エアコン、いろんな電化製品があるんですが、そういったもの、長く使われているものから、やっぱり製品の劣化等とともに出火するといったこともございます。こういった部分、消防署としまして、各町会の訓練ですとかいろいろ座談会を通じて、実際の実例を挙げながら、火災予防、お願いをしているところでございます。

それから、3番目のところですね。火災予防運動に伴う防火防災診断といった項目がございすけれども、ここの写真、ちょっと荻窪消防署でやらせていただいた防火防災診断、こう見ますと、いろんな方が写っているのがおわかりになるかと思いますが、特に消防署だけではなく、一般のご家庭へ伺ったときに、警察で言う防犯ですとか、あと町会の方もご同行していただいたり、あと東京ガスの方にもご協力いただきまして、ガス器具周りのガスの管がちょっと劣化していないかとか、そういったところも一緒に見て、いろんな多面的な、多角的なところから日常の生活の安全を高めていただくという形で実施をしております。

特に、秋の火災予防運動期間中、両消防署で2,462軒回りまして、実際にご在宅、お話しできたのは1,319軒、そのほか留守宅についてはポスティングという形で火災予防のチラシなどを配布してございます。あと、杉並区様のほうでやっていただきました住宅用火災警報器の設置助成事業、それから家具類の転倒落下防止の助成事業、これについてもこういった防火防災診断にあわせて利用の促進を図りまして、住宅用火災警報器、消防署の仲介というんでしょうかね、したものが140件ほど、あと家具類の転倒落下防止対策については40件ほど、区のほうに申請をしていただいております。

この住宅用火災警報器、非常に住宅火災でお亡くなりになる場合なんですけれども、や

はり火災の発生に気がつかなかった。そのために逃げおくれたりですとか、もしくは身体的にちょっと足腰が不自由でということで、逃げられなかったといったことで犠牲になる方が多うございます。ただ、実際のところ、この住宅用火災警報器が鳴ったことによって、近隣の方がその音に気がついて、いち早く中にいた方に声をかけて知らせ、逃げてもらったりだとか、場合によっては近隣の方が動けない方を外に救出していただいたりという事例もございますので、非常に住宅火災で、死者、負傷者を減らすためにはこの住宅用火災警報器は有効であるということで、これからも設置促進をしてみたいと思っております。

また、4番目として、防災ブック「東京防災」、黄色い本ですね。皆様のご家庭に配布されていることと思います。これの内容のいろいろポイントをかいつまんだ講習会、セミナーというものを消防署でも実施しておりますが、非常に町会のほうにお邪魔したり、あと庁舎のほうでやったり、あと地域のイベントでそういうコーナーを設けたりということで、非常に多くの方にご参加、お話を聞いていただきました。また、これからもいろんな場を通じて、この防災ブック、非常に防災に関して集約されたものでございますので、これを一つのテキストに、これからも知識の普及ですとか、そういったことで取り組んでまいりたいと思います。

あと、追加配付しましたチラシですけれども、一つは「STOP！住宅火災」ということで、今ちょっとお話ししたような住宅用火災警報機の設置ですとか、あと防災物品の使用ですとか、そういった部分をお知らせするパンフレットでございます。あと「荻窪消防ニュース」というものと、あと「荻窪・高井戸けいさつニュース」と、両面刷りのものがありますけれども、これは荻窪消防署と荻窪警察、高井戸警察なんかと、ちょっと共同でこういったチラシをつくりまして、地域の行事であったりですとか、あとはまちの方々に配布して、こういった地域の安全を守るために取り組みをしております。

これからも年末に向けて、非常に空気も乾燥してまいります。火災の発生しやすいところでございますので、身の回りの放火防止などもぜひ取り組んでいただければと思います。これからも地域とともに、まちの安全を守ってまいりたいと思います。

私のほうからは以上です。

○袖山委員 杉並消防署の袖山です。今、荻窪消防署の河野課長のほうからご説明をいただいたとおり、杉並消防署におきましても同様の取り組みを行いまして、ことしは特に杉並消防署につきましては、火災の焼損床面積が62平米ということで、昨年と比べまし

でも非常に少ない、非常に喜ばしい状況となっております。こちらにつきましては、常日ごろから、まちの方たちが防火・防災に関する意識を強く持つておられるということと、それとあと、地震対策とあわせて、さまざまな防火防災訓練を行っていただいている結果ではないかなというふうに思っております。これからも防火防災につきまして、ぜひともご協力方いただきまして、このまま火災の件数も少ないまま推移していければいいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○樋村会長 はい。ありがとうございました。

それでは、消防の報告でしたけれども、何かご質問など、ご意見はございますか。よろしいでしょうか。

（ なし ）

○樋村会長 はい。よろしいでしょうか。

それでは、本日予定の議事は、これで終了でございます。

ほか、何か事務局のほうから報告事項などはございますでしょうか。

○環境課長 特にございません。以上でございます。

○樋村会長 はい。

それでは、これで生活安全協議会を閉会いたしたいと思います。たいへん、本日は皆さんお疲れさまでした。ありがとうございました。